

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る

環境影響評価実施計画書

要約書

令和２年９月

尼崎市

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 181）
また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

目次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容	2-1
第1節 事業の名称	2-1
第2節 事業の種類	2-1
第3節 事業の目的	2-1
第4節 事業の位置	2-1
第5節 事業の規模	2-4
第6節 事業計画の内容	2-4
6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯	2-4
6.2 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	2-5
6.3 事業開始予定時期	2-17
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
第1節 環境影響要因の抽出	4-1
第2節 環境影響評価項目	4-2
第3節 調査、予測及び評価の手法	4-5
第5章 事前環境配慮の内容	5-1
第6章 その他	6-1

第1章 事業者の氏名及び住所

(事業者)

事業者の氏名：尼崎市長 稲村和美

事業者の住所：兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

(管理担当部局)

担当部局の名称：尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

担当部局の住所：兵庫県尼崎市大高洲町 8 番地 電話番号：06-6409-0301

第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容

第1節 事業の名称

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

第2節 事業の種類

廃棄物処理施設の建設

第3節 事業の目的

本事業は、既存のごみ処理施設である第1工場、第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設（希釈・下水道投入施設）等の老朽化に伴う建替え工事であり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、ごみの中に含まれる資源を回収すること等を目的とするものである。

第4節 事業の位置

兵庫県尼崎市大高洲町8番地 第1工場跡地

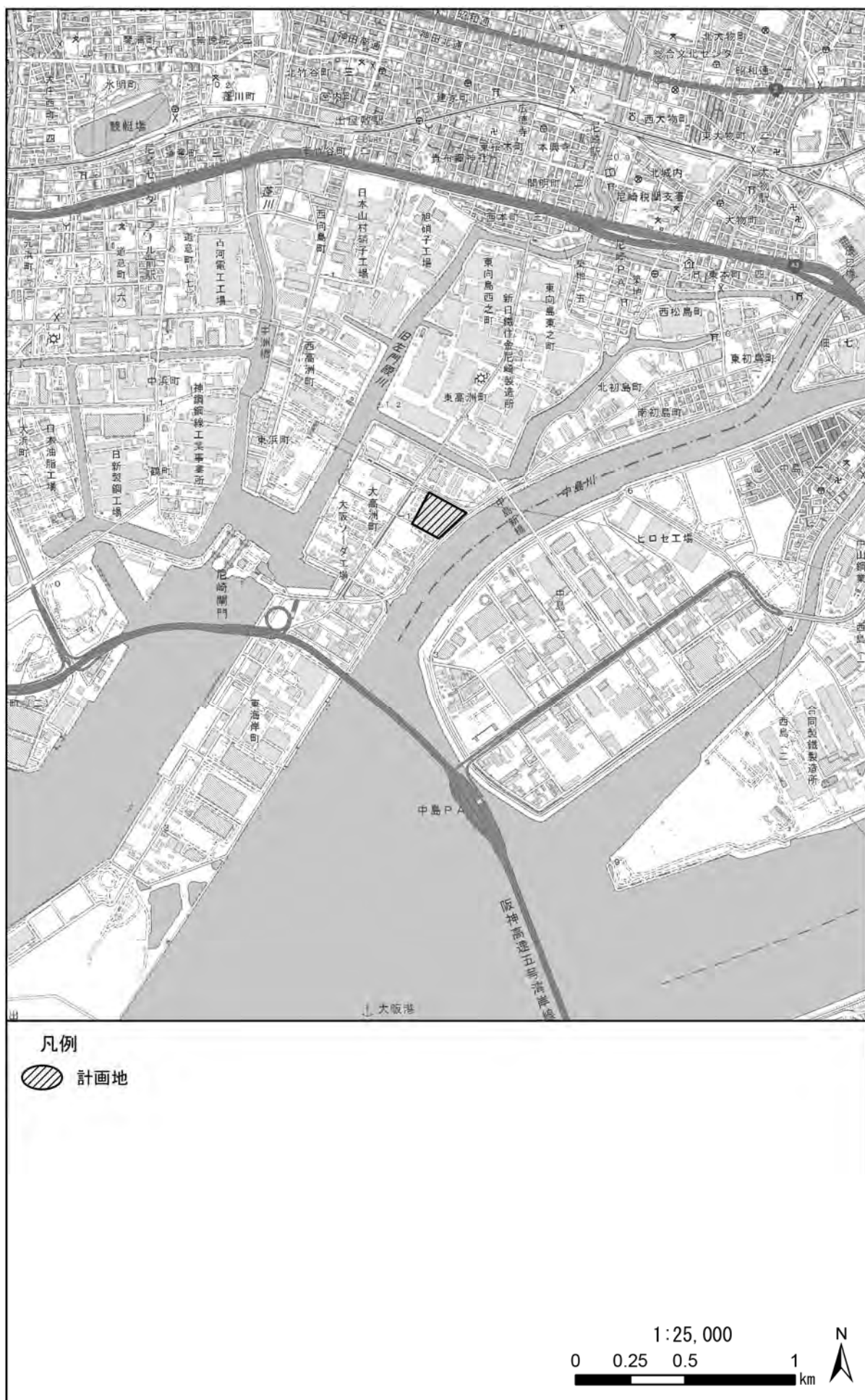


図 2-1 対象事業計画地及びその周辺地域

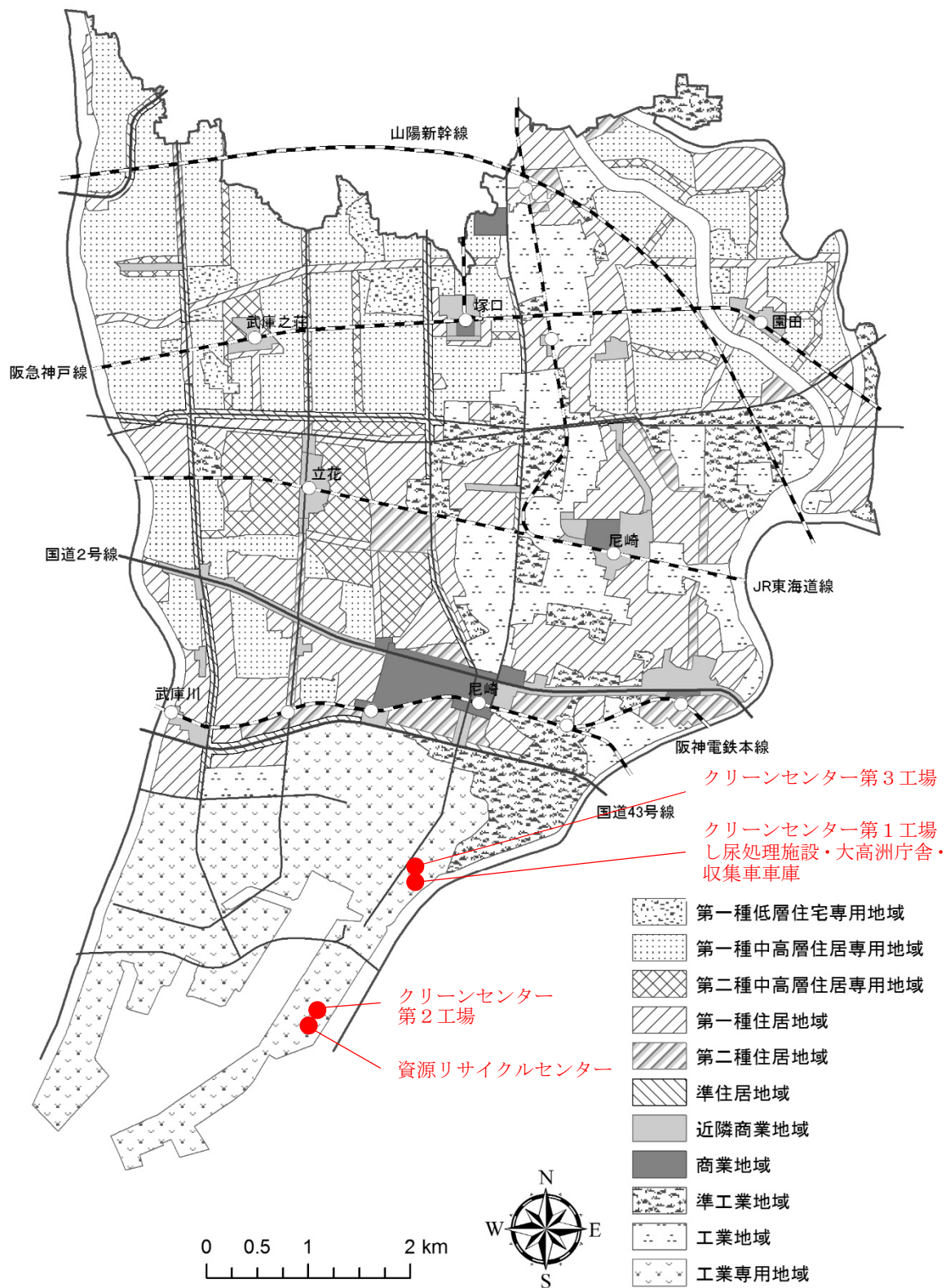


図 2-2 現有施設の位置

第5節 事業の規模

今後、ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行うが、平成 31 年 3 月策定の尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想及び令和 2 年 3 月策定の尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画で想定している施設規模は以下のとおりである。

なお、今後ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行う。

- 事業の規模
- ・焼却施設 495t/日※
 - ・リサイクル施設 42t/日※
 - ・し尿処理施設 17kL/日

※尼崎市環境影響評価等に関する条例第 2 条第 2 号の以下の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業としての位置づけである。）

規模要件：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）のうち、処理能力が 1 時間当たり 4 トン以上であるものの新設（既存の施設を除却して行う新たな施設の建設又は設置（以下「更新」という。）を含む。）

第6節 事業計画の内容

6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

尼崎市のごみ焼却施設である第 1 工場は令和 7 年(2025 年)度まで、第 2 工場は令和 12 年(2030 年)度までの供用を予定している。（第 3 工場は既に稼働を停止している。）第 2 工場は平成 17 年(2005 年)供用開始の施設であり、一般的には稼働開始から 20 年を迎える令和 7 年(2025 年)頃に基幹的設備改良工事を行うことでさらに 10～15 年供用を継続することも可能であるが、令和 7 年(2025 年)度には第 1 工場が全て停止し、第 2 工場 1 号炉及び 2 号炉の 2 炉のみの処理体制となることから、日々発生するごみ処理を継続しつつ基幹的設備改良工事を実施することは困難となる。

そのため、第 2 工場の基幹的設備改良工事は行わず令和 12 年(2030 年)度までの供用とし、令和 13 年(2031 年)度以降は第 2 工場に替わる新ごみ焼却施設の建設を第 1 工場跡地に計画するものである。

現有施設の稼働終了年度と新施設の稼働開始年度は表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 既存施設の稼働終了年度及び新施設の稼働開始年度

既存施設					新施設	
種類		稼働終了年度			種類	稼働開始年度
焼却施設	第 1 工場	令和 7 年(2025 年)度			焼却施設	令和 13 年(2031 年)度
	第 2 工場	令和 12 年(2030 年)度				
資源リサイクルセンター		令和 12 年(2030 年)度			リサイクル施設	令和 13 年(2031 年)度
し尿処理施設		令和 8 年(2026 年)度			し尿処理施設	令和 9 年(2027 年)度

6.2 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等

1) 土地利用計画

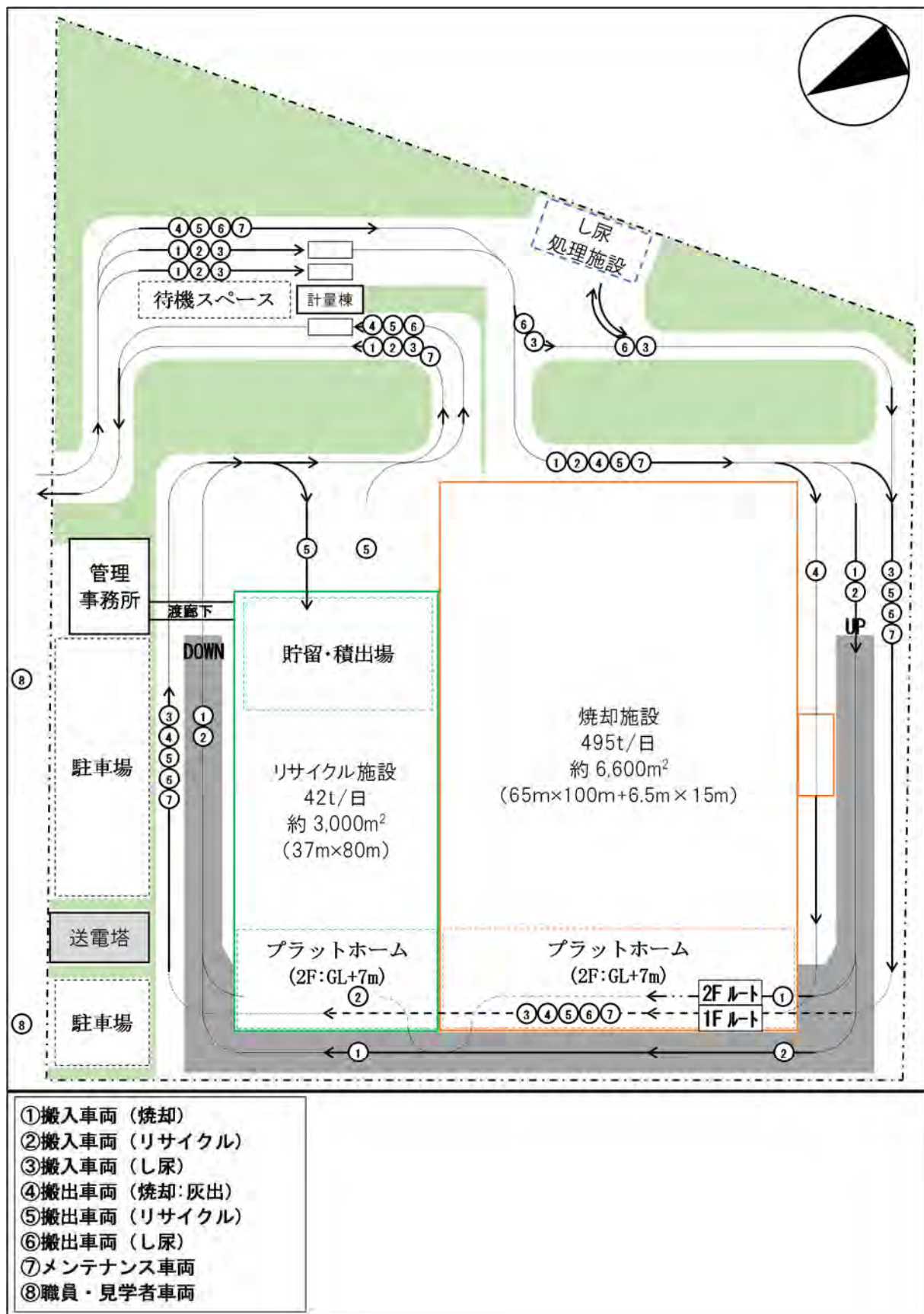


図 2-3 全体施設配置イメージ (合棟の場合)

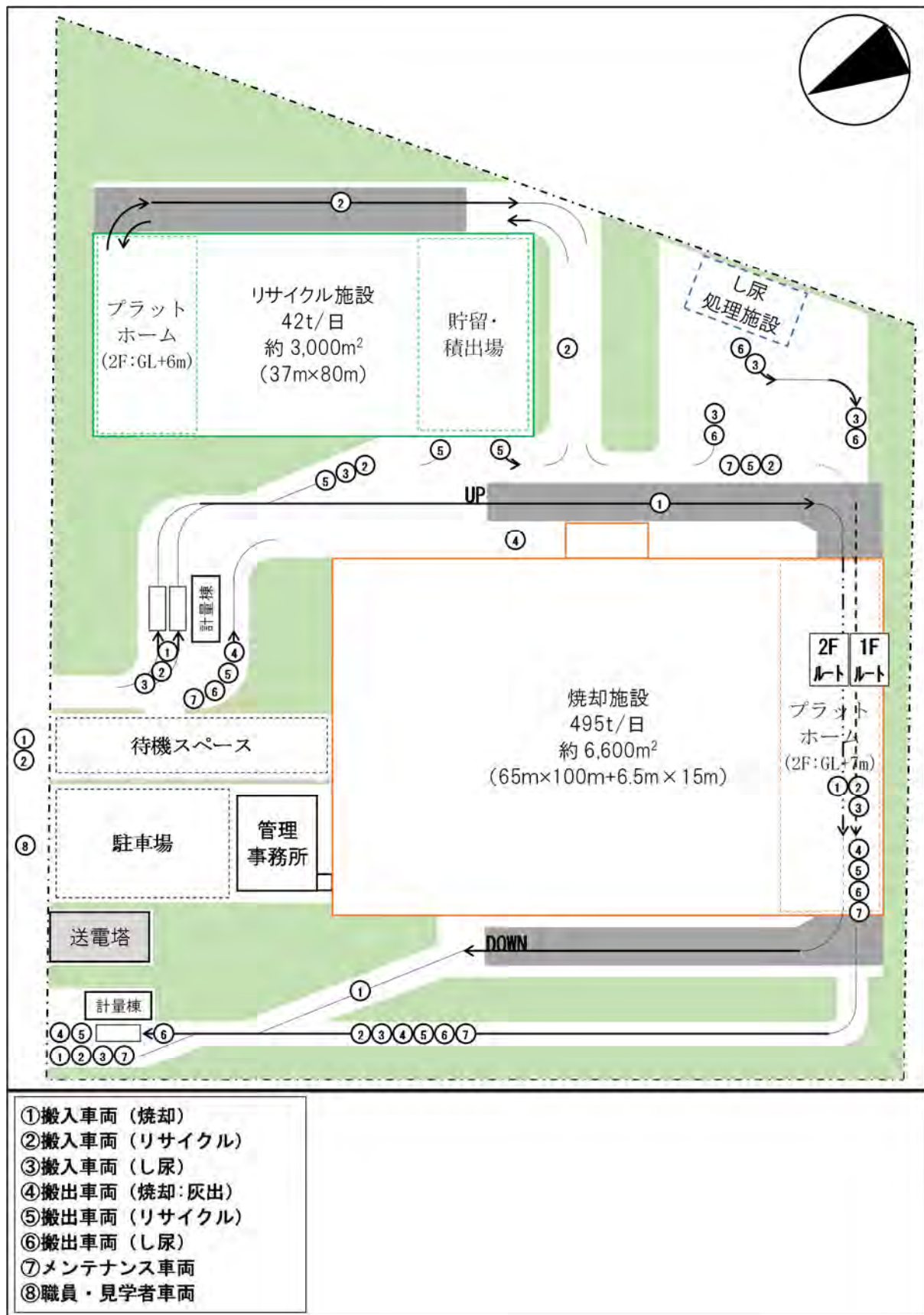


図 2-4 全体施設配置イメージ (別棟の場合)

(1) 焼却施設

焼却施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

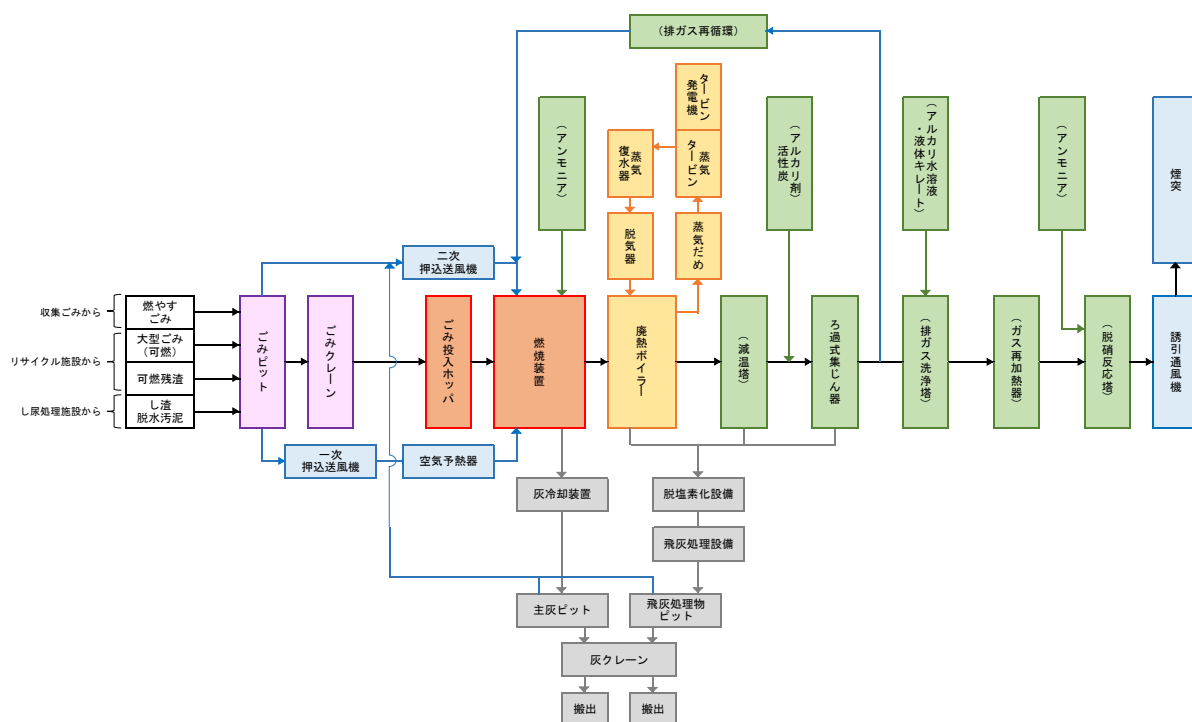


図 2-5 焼却施設の基本的な処理フロー

※括弧内は必要に応じて設置する設備を示す。

(2) リサイクル施設

リサイクル施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

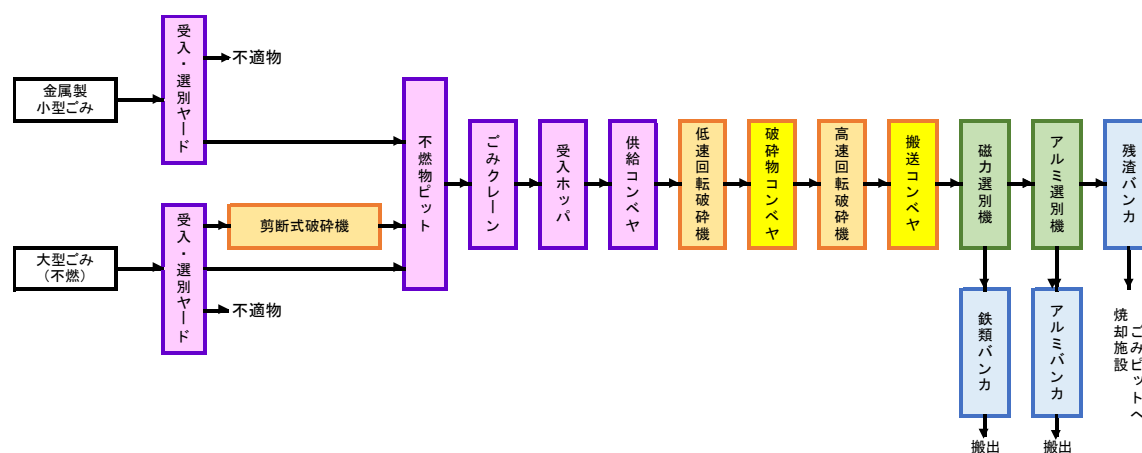


図 2-6 リサイクル施設（破砕系）の基本的な処理フロー

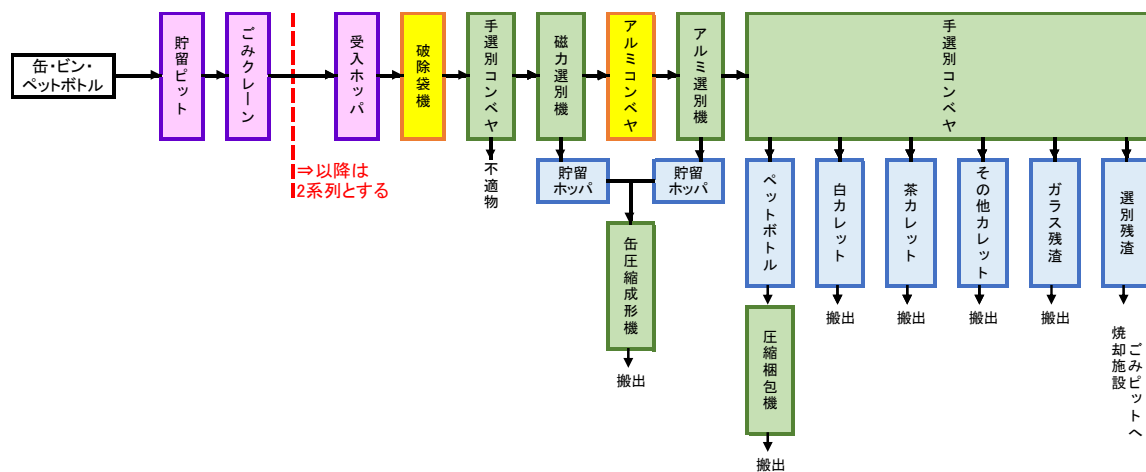


図 2-7 リサイクル施設（資源系）の基本的な処理フロー

(3) し尿処理施設

関連事業であるし尿処理施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

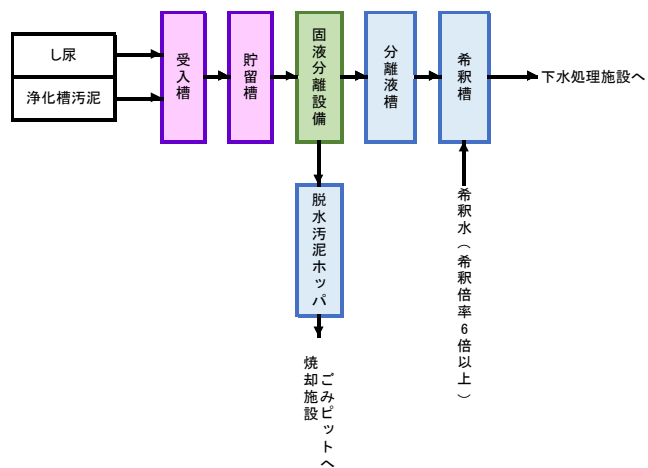


図 2-8 し尿処理施設の基本的な処理フロー

2) 施設計画

(1) 施設の概要

本事業で整備を行う施設の概要は、表 2-2 に示すとおりである。

施設規模は、本市のごみ量の低減を踏まえ、「尼崎市 新ごみ処理施設整備基本構想」（平成 31 年 3 月 尼崎市）（以下「基本構想」という。）において設定されたものであり、既存施設と新施設の処理能力の比較は、表 2-3 に示すとおりである。

なお、今後ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行う。

表 2-2 整備する施設の概要（種類及び規模）

施設名	規模
焼却施設（ストーカ式焼却方式）	495t/日（165t/日×3 炉）
リサイクル施設（破砕系）	20t/5h（特に破砕設備 14t/5h）
リサイクル施設（資源系）	22t/5h
し尿処理施設	17kL/日

表 2-3 既存施設と新施設の処理能力の比較

既存施設					➡	新施設		
種類			処理能力	稼働状況		種類		処理能力
焼却施設	第 1 工場	第 1 機械炉	150t/日×1 炉	停止済※1		焼却施設		165t/日×3 炉
		第 2 機械炉	175t/日×1 炉	停止済※1				
			150t/日×1 炉	稼働中				
	第 2 工場		240t/日×2 炉	稼働中				
資源リサイクルセンター		破砕施設	70t/5h	稼働中	リサイクル施設	破砕系	20t/5h	
		選別施設	70t/5h		資源系	22t/5h		
し尿処理施設			640kL/日※2	稼働中	し尿処理施設		17kL/日	

※1：第 1 工場の第 1 機械炉及び第 2 機械炉の 1 号炉は停止しており、第 2 機械炉の 2 号炉のみ稼働している。

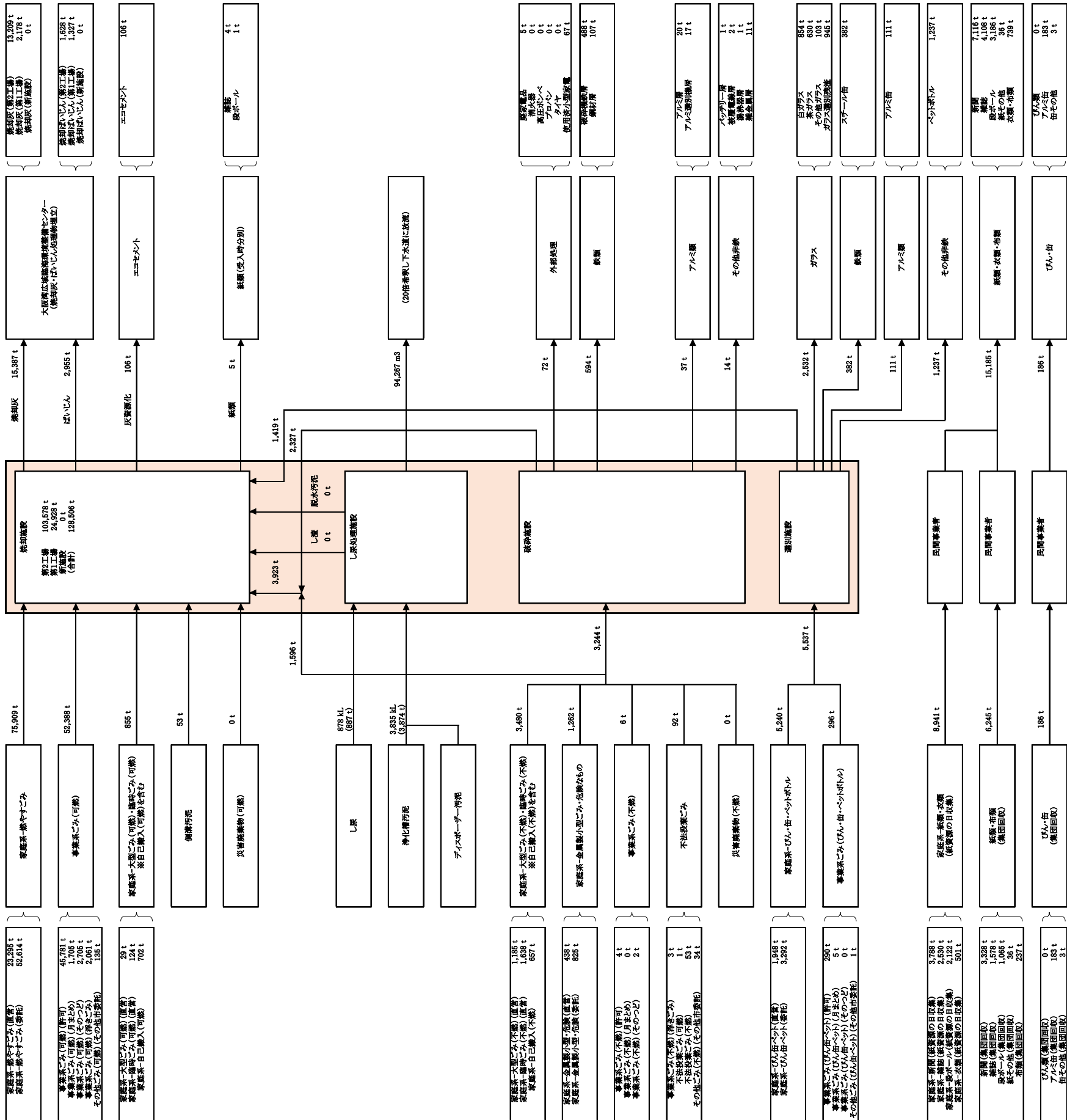
※2：希釈水を含む

(2) 施設規模の設定経緯

基本構想において設定された施設規模の設定経緯は以下に示すとおりである。

①ごみ量の実績値

基本構想策定時の直近年度（平成 29 年（2017 年）度）の実績処理フローは図 2-9 に示すとおりである。



※端数処理のため、各数値を足し合わせたものと合計値が一致しないことがある。

排出量	家庭系ごみ	総排出量(集団回収を除く)	95,658 t
	事業系ごみ	1人1日当たりの排出量(事業系ごみを除く)	495 g/人・日
	その他ごみ	1人1日当たりの排出量(事業系ごみを除く)	461 g/人・日
	その他ごみ	1人1日当たりの排出量(事業系ごみを除く)	461 g/人・日
	その他ごみ	1人1日当たりの排出量(事業系ごみを除く)	461 g/人・日
再生利用量	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t
	資源物	資源物の再生利用量(資源物の回収率)	7,776 t

図 2-9 ごみ処理フローの実績 (平成 29 年 (2017 年) 度)

②目標値の設定

i) 一般廃棄物処理基本計画の目標達成状況及び処理における課題

平成 23 年 3 月に策定した「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」の目標値に対する平成 29 年(2017 年)度時点の達成状況は、概ね達成しているという結果であったが、今後も継続した紙類の分別や削減の取組を実施する。

ii) 目標値

減量の目標値は、家庭系ごみは、これまでの取組を継続することによって達成される値(トレンドによる推計値)とし、事業系ごみは、計画目標年次(令和 13 年(2031 年)度)までに、平成 29 年(2017 年)度の実績値から 3.0%削減する。

③ごみ処理フロー(計画年次)

目標設定を踏まえた計画年次(令和 13 年(2031 年)度)における処理フローは図 2-10 に示すとおりである。

④施設規模の設定

i) 焼却施設の規模

計画年次（令和13年(2031年)度）における焼却施設の処理対象及び処理量は表2-4に示すとおりである。

表 2-4 焼却施設での処理対象となる項目及び量

		量(t/年)	算出根拠
1	家庭系燃やすごみ (紙類(受入時分別) ※直接持込分)	64,281 -5	※計画目標年次(令和13年(2031年)度)の処理フローより。 ※処理対象物に「脱水汚泥」を含むのは、し尿処理の水処理方式を「前処理+固液分離」とする場合である。 本項では、焼却施設の処理能力が不足しないよう、処理対象物に「脱水汚泥」を含む想定とする。
2	事業系ごみ(可燃)	50,817	
3	大型ごみ(可燃)・臨時ごみ(可燃)	765	
4	破碎施設からの転送ごみ(可燃性の大型ごみ・臨時ごみ及び破碎残渣)	3,382	
5	選別施設からの転送ごみ(選別残渣)	1,212	
6	し渣・脱水汚泥	481 (し渣 118t, 脱水汚泥 363t)	
7	側溝汚泥	54	
小計		120,986	
8	災害廃棄物処理量	12,098	※上記1～7の合計の10%とする。 ※災害廃棄物処理量は、環境省の指針に示された方法を参考として兵庫県の「南海トラフ巨大地震・津波(M9.0)の被害想定結果」を基に算出した可燃物及び柱角材発生量233,175tに対して、約5.2%に相当する。
合計		133,084	

焼却施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式（平成15年12月15日付環廃棄対策発第031215002号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量})}{\text{実稼働率} \times \text{調整稼働率}}$$

$$= \frac{\text{処理対象量(1日あたり)}}{\text{実稼働率} \times \text{調整稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日あたり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

実稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は85日とする

調整稼働率 = 0.96 ※故障・一時休止・能力低下による係数

焼却施設の施設規模は表2-5に示すとおりである。

表 2-5 焼却施設の施設規模

		規模	備考
1	焼却施設	495t/日	※主灰・飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）埋立を前提とする。 ※災害廃棄物分は平常時は余力であるため規模の小数点以下は切り捨てとする。

ii) リサイクル施設の規模

計画年次（令和 13 年(2031 年)度）におけるリサイクル施設の処理対象物及び処理量は表 2-6 に示すとおりである。

表 2-6 リサイクル施設での処理対象となる項目及び量

		量(t/年)	算出根拠
破砕系			
1	家庭系大型ごみ(不燃)・臨時ごみ(不燃)	2,914	※計画目標年次（令和 13 年(2031 年)度）の処理フローより。
2	家庭系金属製小型ごみ・危険なもの	1,153	
3	事業系ごみ(不燃)	10	
4	不法投棄ごみ	47	
5	災害廃棄物処理量	施設規模算定では見込まない	※災害廃棄物の処理は、稼働時間の延長によって対応する。
破砕系合計		4,124 うち破砕 2,840	
資源系			
1	家庭系びん・缶・ペットボトル	4,452	※計画目標年次(令和 13 年(2031 年)度)の処理フローより。
2	事業系ごみ(びん・缶・ペットボトル)	279	
資源系合計		4,730	

リサイクル施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式（平成4年2月7日付衛環第46号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量}) \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}} = \frac{\text{処理対象量(1日あたり)} \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日あたり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

計画月最大変動係数 = ごみ種別に、過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

稼働率 = (365日－年間停止日数) ÷ 365日

リサイクル施設の施設規模は表 2-7 に示すとおりである。

表 2-7 リサイクル施設の施設規模

		規模	備考
1	リサイクル施設(破砕系)	20t/5h 特に破砕設備 14/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※破砕対象物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
2	リサイクル施設(資源系)	22t/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
合計		42t/5h	

iii) し尿処理施設の規模

計画年次（令和 13 年(2031 年)度）におけるし尿処理施設の処理対象物及び処理量は表 2-8 に示すとおりである。

表 2-8 し尿処理施設での処理対象となる項目及び量

		量(kL/年)	算出根拠
1	し尿	741	※計画目標年次（令和 13 年(2031 年)度）の処理フローより。
2	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）	3,807	
合 計		4,548	

し尿処理施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式

処理対象量(1日あたり)×計画月最大変動係数

※処理対象量(1日あたり) = 年間排出量÷365日

計画月最大変動係数 = 過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

し尿処理施設の施設規模は表 2-9 に示すとおりである。

表 2-9 し尿処理施設の施設規模

		規模	備考
1	し尿処理施設	17kL/日	※計画月最大変動係数（し尿と浄化槽汚泥合計）=1.33 ※規模の小数点以下は切上げとする。 ※なお、下水道への放流は年間 250 日（昼間 8 時間）のみとする。

3) 交通計画

現在想定している工事用車両の走行ルートは、図 2-11 に示すとおりである。

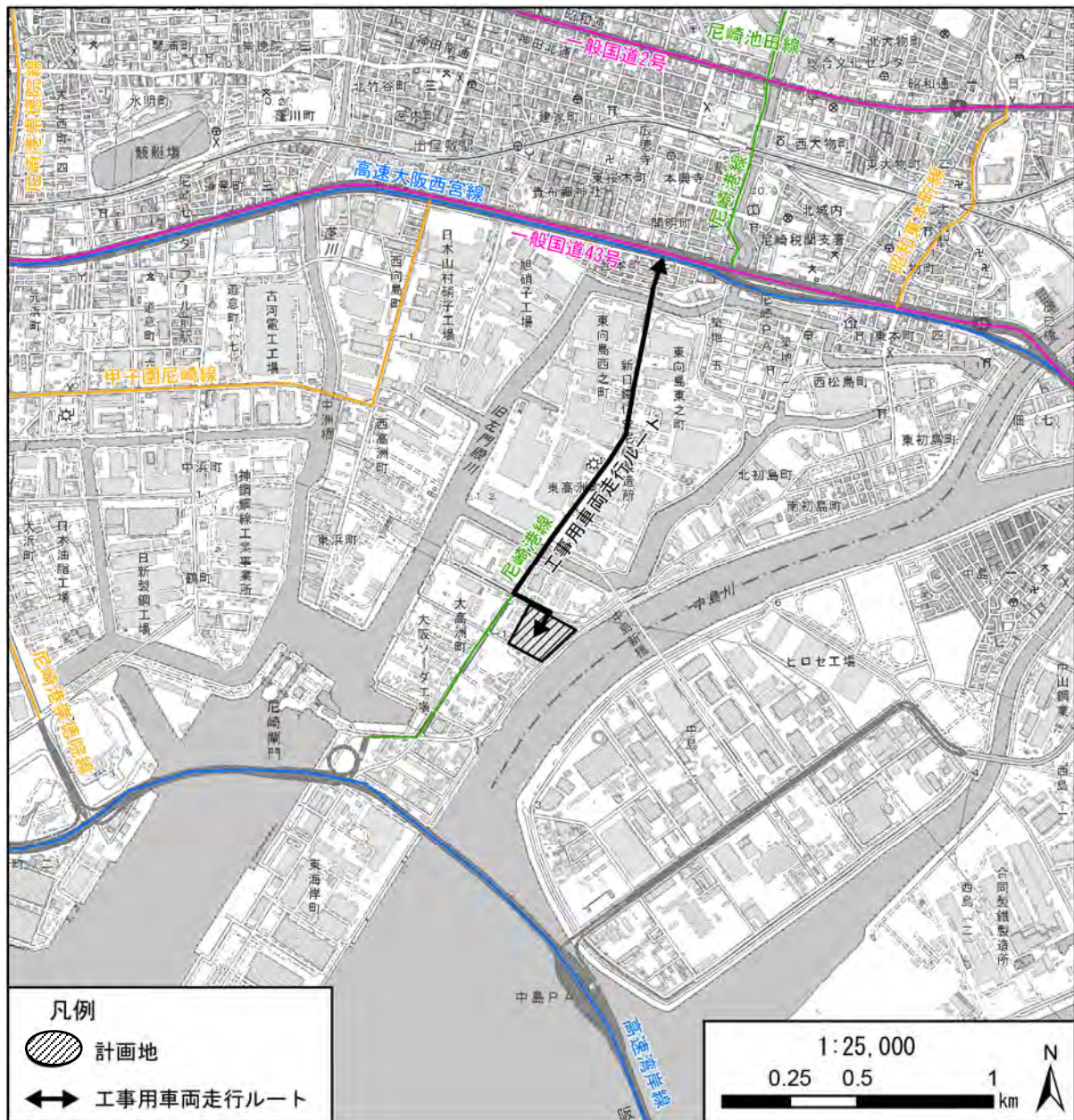


図 2-11 工事用車両の走行ルート

6.3 事業開始予定時期

1) 施設の供用開始時期

令和 13 年(2031 年)度 (予定)

2) 整備期間

令和 6 年(2024 年)度～令和 12 年(2030 年)度 (予定)

3) 工事工程

現時点で想定している工事工程は表 2-10 に示すとおりであり、おおむね 7 ヶ年で工事は終了する予定である。ただし、今後予定している施設整備基本設計等の中で、全体工程の見直しを行う可能性がある。

表 2-10 現有施設の供用予定及び施設整備事業スケジュール

年度			R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
解体・建設工事												
第 1 工場	第 1 機械炉		停止済									
	第 2 機械炉	1 号炉	停止済									
		2 号炉	2000 年 3 月 供用開始	2025 年度ま で供用予定	2026～2030 は 2 炉体制							
第 2 工場		1 号炉	2005 年 3 月 供用開始	2030 年度まで供用予定							2031 年度～ 新たな焼却施設と リサイクル施設の 供用開始	
		2 号炉	2005 年 3 月 供用開始									
第 3 工場		停止済										
資源リサイクルセンター		1995 年 10 月 供用開始		2030 年度まで供用予定								
し尿処理施設	受入施設		1972 年 8 月 供用開始		2026 年度まで 供用予定		2027 年度～ 新たなし尿施設の供用開始					
	前処理施設		1983 年 3 月 供用開始									
	圧送施設		2010 年 4 月 供用開始									

第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、その概況について既存資料などを基に把握した。

調査対象区域は図 3-1 に示す計画地を中心とした約 2 kmの範囲とし、そのうち、後述する煙突排ガスの概略予測結果を踏まえて想定した影響範囲（図 4-3：p. 4-11 参照）である尼崎市の範囲において概況を把握した。

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（概要）は、表 3-1（1）～（4）に示すとおりである。

なお、統計資料等により市町村単位で調べる事項については、計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

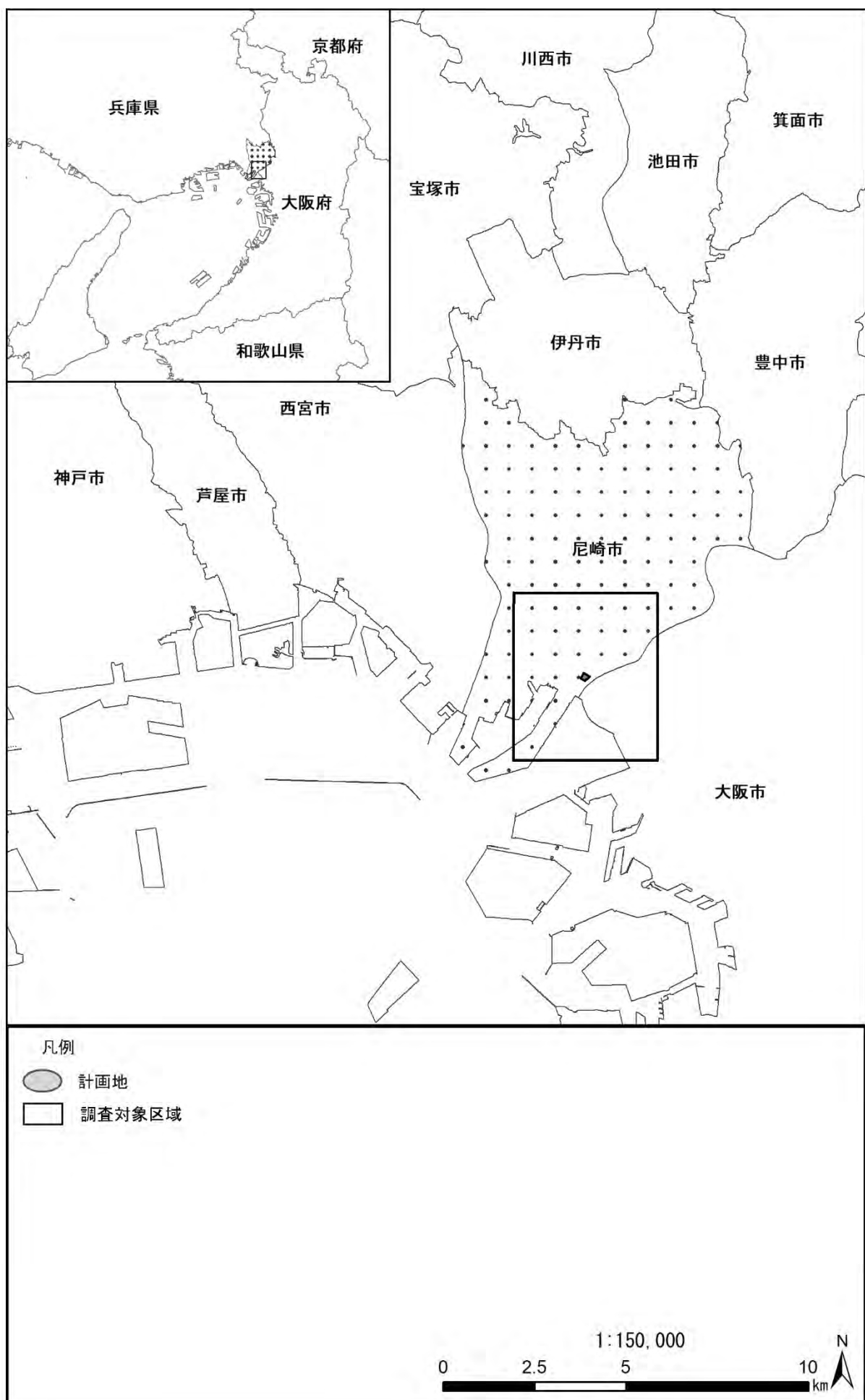


図 3-1 調査対象区域の概要

表 3-1(1) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
社会の概況	人口等	● 尼崎市における平成 31 年の人口は 451,431 人、世帯数は 216,540 世帯、人口密度は 8,900 人/km² となっている。 ● 尼崎市における人口は平成 26 年から 29 年にかけて減少し、平成 30 年に増加に転じた。
	土地利用	● 尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。
	産業	● 尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第 3 次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。産業別の従業者数では、第 1 次産業は経年的に増加、第 2 次産業は経年的に減少している。第 3 次産業は平成 26 年が最も多い。事業所数はいずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多い。 ● 尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年から平成 27 年にかけて減少傾向である。尼崎市における水稻の収穫量は平成 25 年以降減少傾向を示している。 ● 尼崎市における平成 29 年における事業所数は 732 事業所、従業者数は 33,261 人であり、製造品出荷額等は年間約 1 兆 3,619 億円となっている。 ● 尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業ではその他の卸売業、小売業では飲食料品小売業である。
	利水等	● 調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、蓬川水系の二級河川である蓬川が流れている。「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年、兵庫県）及び「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年、兵庫県）によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。 ● 尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」（令和元年 7 月 1 日施行）によると、尼崎市内においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないとある。 ● 調査対象区域には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 1 年号外法律第 1 号）に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。
	都市施設等	● 調査対象区域に公園、緑地は 69 箇所ある。なお、調査対象地域に兵庫県立都市公園はない。 ● 尼崎市の上水道普及率は 100% となっている。尼崎市内への供給は本市の浄水場である神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水すると共に、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。 ● 尼崎市における下水道普及率は、いずれの年度もほぼ 100% である。 ● 調査対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設は、学校など 24 箇所、医療施設 7 箇所、福祉施設 5 箇所、文化施設 5 箇所分布する。
	交通	● 調査対象区域の交通網は、高速大阪西宮線、高速湾岸線、一般国道 2 号及び一般国道 43 号が東西に延び、事業実施想定区域周辺には一般県道の県道 57 号尼崎港線が南北に延びている。このほか、調査区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線や甲子園尼崎線が南北に延びている。調査対象区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車類交通量は、高速湾岸線の尼崎市西海岸町（区間番号「5130」）で 64,162 台と最も多い。 ● 調査対象区域の鉄道網は、東西に延びた阪神電鉄株式会社の鉄道があり、4 駅が存在する。また、いずれの年も尼崎駅の利用者数が最も多い。 ● 尼崎西宮芦屋港における入港船舶数は、平成 25 年から減少傾向にある。
	文化財	● 調査対象区域の登録文化財、指定文化財として、国登録 5 件、国指定 7 件、県指定 3 件、市指定 20 件が、埋蔵文化財として、3 件が存在する。（いずれも対象事業実施区域外）

表 3-1(2) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
社会の概況	関係法律・条例などによる指定・規制など	- 調査対象区域には用途地域が指定されており、計画地は工業専用地域に指定されている。また、調査対象区域には、都市計画法に規定されている特別用途地区及び市街化調整区域があるが、いずれも計画地にはない。 - 計画地（本施設）は、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法等の9つの法令が指定されている。 - 調査対象区域に騒音環境類型に指定された地域及び振動規制法に基づく規制地域があるが、計画地にはない。 - 環境保全に関する計画等として、「第5次兵庫県環境基本計画（平成31年2月）」、「兵庫県廃棄物処理計画（平成30年8月改定）」及び「尼崎市都市美形成計画（平成23年11月）」などの主に13の法令がある。
自然の概況	地象	- 調査対象区域の地形は、沿岸低地が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には沿岸砂州が点在する。さらに、調査対象区域の北西部には氾濫原(2)・谷底平野及び旧河道が分布する。調査対象区域の表層地質は、礫・砂・粘土（沖積層）が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には礫及び砂が点在する。なお、「活断層データベース」（産業技術総合研究所 Web サイト）によると、調査対象区域に活断層は分布していない。 - 兵庫県南東部の尼崎市は、戦前より大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域である。昭和10年頃から昭和16年頃までは、年間数cm以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和25年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であるが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和30年頃から一層激しくなり、年間沈下量も20cm程度に達した。しかし、昭和32年に尼崎市の一部が工業用水法の指定地域となって以来、工業用地下水の採取規制が進められ昭和40年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間1cm程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。調査対象区域の累積沈下量は、南部地区がもっとも大きく、約221cmに達している。また近年、臨海部では年間1cm程度の沈下が見られる地点がある。
	水象	- 調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、武庫川から六樋合併樋門で農業、工業用に取水された用水の一部が大阪湾に注ぐ二級河川の蓬川が流れている。 - 大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深30m以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で4ノット（毎秒約2m）以上となる。 - 調査対象区域の位置する大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流注）であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。 - 尼崎西宮芦屋港（西宮）の平均水面は、東京湾平均海面を基準（0.000m）とした場合0.262mであり、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の差は1.590mとなっている。
	気象	尼崎市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候区に属し、都市気候の特徴を併せ持っている。神戸地方気象台の年平均気温の平年値は16.7℃、年間降水量の平年値は1,216.2mm、平均風速は3.6m/s、最多風向は北である。年間降水量は梅雨と秋雨の間の盛夏（8月）に降水量が少なくなる特徴がある。平成30年の年平均気温は17.4℃、平均風速は3.7m/s、最多風向は東北東である。年間降水量が2037.5mmと平年値より多く、特に5月、7月、9月に平年を上回る降水量が記録されている。

表 3-1(3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
環境の概況	大気質	- 調査対象区域の二酸化硫黄測定結果は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の琴ノ浦高校において、年平均値は平成 25 年度から 26 年度にかけて減少し、その後は横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の二酸化窒素測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の一酸化炭素測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の光化学オキシダント測定結果は、一般局の琴ノ浦高校においては、昼間の 1 時間値の年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足していない。 - 調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね減少又は横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の微小粒子状物質測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね減少傾向で推移している。また、両地点において、平成 25～27 年度は環境基準を満足していないが、平成 28 年度以降は満足している。 - 調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果（年平均値）は、0.017～0.029pg-TEQ/m³の間で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果のうち、環境基準が設定されている項目についてみると、全地点において、いずれの年度も環境基準を満足している。
	騒音・振動	- 国道 43 号武庫川測定所における自動車騒音は、平成 25 年度から 29 年度にかけて横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で昼間、夜間ともに自動車騒音に係る環境基準及び要請限度を満足している。 - 国道 43 号においては、いずれの地点でも昼間・夜間ともに環境基準及び要請限度を満足している。玉江橋線においては、東難波町 5-29-55 では昼間・夜間ともに環境基準及び要請限度を満足しているが、開明町 1-80 では夜間の環境基準を満足していない。 - 尼崎市では、平成 28 年度までの騒音の定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.7km）に面する地域にある評価対象全戸数 46,059 戸に対し、ばく露騒音の予測を実施している。評価の結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 45,338 戸（98.4%）、昼間のみ環境基準を達成したのは 486 戸（1.1%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 0 戸（0%）であった。調査対象区域において、昼間・夜間とも環境基準を 100%達成しているのは久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であり、最も達成率が低いのは 90.8%で国道 43 号であった。 - 調査対象区域では、道路交通振動を把握するために、平成 29 年度には国道 43 号尼崎市武庫川町等の 3 地点において振動の測定が実施されている。平成 29 年度は全ての地点において、要請限度を満足している。
	悪臭	調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。
	その他	平成 29 年度の尼崎における公害苦情件数は、典型 7 公害に係る苦情のうち、騒音に係る苦情件数が最も多く 90 件、次いで大気汚染に係る苦情件数が 71 件、悪臭に係る苦情件数が 30 件の順であった。
	水質	- 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において水質測定が実施されている。 - 健康項目については、すべての項目が全地点で環境基準及び環境上の基準値以下であった。生活環境項目については、庄下川橋及び琴浦橋では及び環境上の基準値以下であった。海域である開門（大阪湾）においては、水素イオン濃度、全窒素、全リンの 3 項目が環境基準値、水素イオン濃度が環境上の基準値を超える測定結果が得られた。 - 平成 25～29 年度にかけて、庄下川橋（庄下川）で測定されているダイオキシン類については、いずれの年度も環境基準値以下である。
	底質	- 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において底質測定が実施されている。また、庄下川橋（庄下川）においてダイオキシン類調査が実施されている。 - ダイオキシン類については、平成 25 年度に 43pg-TEQ/g が検出されたが、平成 26 年度には減少し、以降は横ばい傾向で推移している。なお、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-1(4) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
環境の概況	土壌汚染	- 調査対象区域の土壌中のダイオキシン類については、琴ノ浦高校において、兵庫県による調査が実施されている。その結果、全ての年度で環境基準を満足している。 - 計画地の土地利用等履歴は、昭和 37 年以降、一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設として利用され、現在に至る。農地としての利用履歴はない。それ以前については、江戸時代末期に干拓された土地であり、雑種地として利用されていた土地である。 - 本事業の工事は 3,000㎡以上の土地の形質変更に該当し、本事業では、地歴調査の結果を踏まえ「汚染のおそれがある」と判断された物質については、試料採取・分析は行わずに、工事対象範囲全域を「形質変更時要届出区域」として指定を受けた上で工事を行う計画である。
	廃棄物及び資源循環	- 尼崎市における平成 29 年度のごみ総排出量は 155,603t、資源化量は 14,030t、リサイクル率は 14.12%であった。経年変化をみると、ごみ総排出量は減少傾向を示している。 - 尼崎市における平成 28 年度に発生した産業廃棄物の総排出量は 2,880 千 t (推計値)であり、このうち 2,512 千 t (87.2%) が中間処理によって減量され、308 千 t (10.7%) が再生利用、残りの 60 千 t (2.1%) が埋め立て処分されている。また、産業廃棄物の総排出量は平成 26 年度にかけて一旦減少したが、その後平成 28 年度にかけて増加している。
	生態系	- 調査対象区域は、埋立地上にあり、「第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると特筆すべき動植物は存在しない。 「環境影響評価書(阪神間都市計画ごみ焼却場尼崎市立クリーンセンター第 2 工場)」(平成 12 年 8 月、尼崎市)における調査対象区域の近傍海域における水生生物の調査の結果、自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。
	地球温暖化	尼崎市における平成 28 年の温室効果ガスの排出量は 330.7 万 t-CO₂であり、基準年(平成 2 年)の 397.8 万 t-CO₂から 16.9%減少している。また、尼崎市から排出される温室効果ガスの約 99%を占める二酸化炭素については、平成 28 年の排出量は 327.1 万 t-CO₂であり、基準年(平成 2 年)の 393.0 万 t-CO₂から 16.8%減少している。二酸化炭素の部門別に見ると、産業部門と運輸部門では基準年と比較して排出量が減少しているが、民生家庭部門、民生業務部門及び廃棄物部門では排出量が増加している。
	人と自然との触れ合い活動の場	調査対象区域には、桜並木を散策できる「大物川緑地」や、桜や梅が植えられている「蓬川緑地」がある。また、元浜緑地、祇園緑地などを通過し、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」などが整備されている。
	景観	調査対象区域に特筆すべき自然景観資源及び眺望点はない。

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 環境影響要因の抽出

対象事業の内容から環境に影響を及ぼす行為等を抽出した結果、表 4-1 (1)～(2)に示す環境影響要因が想定される。

環境影響要因は、環境負荷影響を及ぼす要因となるものを「環境負荷要因」、良好な環境を創造する要因となるものを「環境創造要因」として、区分している。

なお、各環境影響要因には関連事業であるし尿処理施設の実施に伴う環境影響も含む。

表 4-1 (1) 環境影響評価要因（環境負荷要因）

区分	環境影響要因の内容
工事中	・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・ 建設機械の稼働 ・ 施設の解体・建築
施設の存在	・ 施設の存在
施設の供用	・ 施設の稼働 ・ 施設車両の運行

表 4-1 (2) 環境影響評価要因（環境創造要因）

区分	環境影響要因の内容
施設の供用	・ 施設の稼働（ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収、エネルギー回収量増加に伴う二酸化炭素削減）

第2節 環境影響評価項目

本事業に係る環境影響要因と環境要素の関連は、表 4-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 4-2(1) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(1) 大気質	二酸化窒素	○				◎	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ② ③ 建設機械が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴い、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び有害物質が排出されるため選定する。粉じん等については、施設が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	二酸化硫黄					◎		
	浮遊粒子状物質	○				◎	○	
	粉じん等							
	有害物質					◎		
(2) 騒 音		○				○	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ② ③ 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴う騒音、振動の影響が想定されることから選定する。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
(3) 振 動		○				○	○	
(4) 低周波音								
(5) 悪 臭						○		⑤ 施設の稼働に伴い、悪臭物質の漏洩が想定されるため選定する。
(6) 水 質	水の汚れ (BOD)					△		③ 一時的に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理するため、保全措置項目として選定する。 ⑤ 排水水質濃度は既存施設以下、排水量は既存施設（届出値：最大約 800m ³ /日）の約 1/10（約 75m ³ /日）以下となる計画である。また、排水地点では他企業の排水とともにポンプ場より放流されるが、本施設の排水量は令和元年度のポンプ場からの放流実績量（約 2,500m ³ /日（日平均値））の約 3%とわずかであることから、保全措置項目として選定する。※2
	水の濁り (SS)			△		△		
	富栄養化 (T-P、T-N)					△		
	溶存酸素 (DO)					△		
	有害物質			△		△		
	水温							
	水素イオン濃度					△		

- 【環境負荷要因※3】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■
- ※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- ※2：プラント排水の放流水先水質への影響の程度を把握するため、参考として現況把握を実施するとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という）においては、準備書の時点における施設排水計画を踏まえ、施設稼働時の影響の程度を示すこととする。
- ※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 4-2(2) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(7) 底 質								③⑤底質に影響を及ぼす行為はないため選定しない。
(8) 地下水質				△				③工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。 ⑤事業計画地は埋立地であり、地下水の利用は行われていないため選定しない。
(9) 地形・地質								④新たな土地の改変は生じないため選定しない。
(10) 地盤変状								⑤地下水の採取を行う行為はなく、地盤変状に与える影響はないと考えられるため選定しない。
(11) 土壌汚染				△				③工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。また、掘削土の取扱いについては資源循環で取り扱う。
(12) 廃棄物				○		○■		③工事の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。 ⑤事業の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。また、ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収が見込まれることから環境創造要因としても選定する。
(13) 植 物								④新たな土地の改変は生じないことから選定しない。
(14) 動 物								③⑤既存調査（「環境影響評価書（尼崎市立クリーンセンター第2工場）」（平成12年8月、尼崎市））において、自然環境の保全上貴重な水生生物は確認されていない。また、水質に係る環境負荷影響は、排水量の低減等により、軽微であることから、選定しない。
(15) 生態系								
(16) 資源循環				○				③工事の実施に伴い発生する残土を有効利用することが想定されるため選定する。
(17) 地球温暖化						○■		⑤事業の実施に伴い二酸化炭素が排出され、また、エネルギー回収量増加に伴い二酸化炭素削減に寄与する側面もあるため環境創造要因としても選定する。
(18) 人と自然との触れ合いの活動の場								④人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす行為はないと考えられることから選定しない。 ※2

【環境負荷要因※3】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。

※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 4-2(3) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	①資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	②建設機械の稼働	③施設の解体・建築	④施設の存在	⑤施設の稼働	⑥施設車両の運行	
(19) 電波障害							④⑤既存施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(20) 日 照							
(21) 風 害							
(22) ヒートアイランド現象							
(23) 景 観				○			④施設が存在すること、近傍の景観との調和に影響を及ぼすことが想定されるため選定する。
(24) 文化財							③④事業計画地及び近傍に文化財及び埋蔵文化財は存在しないことから選定しない。
(25) 都市施設							①⑤⑥既存施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に都市施設、住居等は存在しないため選定しない。
(26) 安全性							
(27) その他							上記以外に環境影響評価が必要な項目は特に存在しないため選定しない。

【環境負荷要因※2】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

第3節 調査、予測及び評価の手法

1) 現況調査

本事業に係る現況調査の手法は、環境影響評価技術指針（尼崎市）（以下「技術指針」という。）に掲げられた調査項目について、前節で抽出した環境影響評価項目を対象として、既存資料による情報の収集、整理及び解析並びに現地調査により、現況把握を行う。

調査の内容は表 4-3(1)～(2)に、現地調査地点は図 4-1 に示すとおりである。

また、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素のうち、参考に現況把握のための調査を実施する項目（「水質（水の汚れ）」及び「富栄養化(T-P、T-N)」）の調査内容については、表 4-3(3)に示すとおりである。

なお、施設の稼働に伴う煙突排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測を事前に実施しており、その結果に基づいて影響範囲を想定、現地調査地点及び予測地域を設定している。概略予測の結果は、図 4-3 に示すとおりである。

表 4-3(1) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
大気質				
既存資料調査	・大気質の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎市環境監視センター報」（尼崎市） ・「過去の気象データ検索」（気象庁） ・土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	・一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 ・道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質	2地点(事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 4-1 参照 1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 4-1 参照	1週間×4季 1週間×4季	・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境省告示第68号)、「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年環境省)に定める手法に準拠し、各大気質を測定する。
	・地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	事業計画地内の1地点 図 4-1 参照	1年間	・「地上気象観測指針」(気象庁)等に準拠し、風向・風速等を連続測定する。
騒音				
既存資料調査	・騒音の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境騒音	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 4-1 参照	休日・平日各1回 (24時間)	・「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定手法」に準拠し、環境騒音、道路交通騒音を測定する。
	・道路交通騒音	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 4-1 参照		
	・交通量			・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。

表 4-3(2) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
振動				
既存資料調査	・振動の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境振動	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図4-1参照	休日・平日各1回 (24時間)	・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に準拠し、環境振動、道路交通振動を測定する。
	・道路交通振動 ・地盤卓越振動数	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図4-1参照		
	・交通量			・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。
悪臭				
既存資料調査	・悪臭の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・「過去の気象データ検索」(気象庁) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図4-1参照	夏季及び冬季各1回	・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の方法」及び「嗅覚測定法マニュアル」(平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集)に準拠し、採取、分析を行う。
廃棄物及び資源循環				
既存資料調査	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	事業場内	最新の年度 (3カ年程度)	・事業の実績データに基づく
地球温暖化				
既存資料調査	・温室効果ガスの排出状況	事業場内	最新の年度 (3カ年程度)	・事業の排出実績もしくは「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和2年、環境省)等に準拠し、事業の燃料消費、電力消費データから推計する。
景観				
既存資料調査	・代表的な眺望地点 ・重要な景観資源の分布状況	事業計画地周辺	最新の年度	・「ワンポイントお勧めマップーウォーキングで健康づくり」(尼崎市)
現地調査	・主要な視点場からの景観の現況	6地点程度(ウォーキングコース等の計画地が眺望可能な箇所) 図4-1参照	4季 各1回	・現地踏査を行い、代表的な眺望地点を抽出・選定し、眺望景観の状況を写真撮影により把握する。

表 4-3(3) 現況調査の内容（参考項目：水質）

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
水質				
既存資料調査	・水質の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去 5 年程度	・「尼崎市環境監視センター報」（尼崎市） ・「尼崎の環境」（尼崎市） ・土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	・生活環境項目 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、水温、透視度	2 地点（計画地からの放流河川における放流地点前後の 2 地点）図 4-1 参照	4 季 各 1 回	・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年、環境省告示第 68 号）に準拠し、採水、分析を行う。
	・健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス 1,2ジクロロエチレン、1,1,1 トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3 ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4 ジオキサン ・ダイオキシン類		夏季 各 1 回	



図 4-1 調査地点図

2) 予測

本事業に係る環境影響の予測及び評価の手法は、技術指針に掲げられた手法を踏まえ、表 4-4(1)～(2)に示すとおりとする。

表 4-4(1) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
大気質					
工事中	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼動となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
供用	・大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質)	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	最大着地濃度出現地点を含む範囲内とする。*	施設の稼働が定常稼動となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度及び短期(1時間値)高濃度を予測する。
騒音					
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測する。
供用	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼動となった時期	
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界とする。 図 4-2 参照		
振動					
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省 平成25年)に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの80%レンジ上端値(L ₁₀)を予測する。
供用	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼動となった時期	
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界とする。 図 4-2 参照		
悪臭					
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	敷地境界及び現地調査地点とする。 図 4-2 参照	施設の稼働が定常稼動となった時期	施設の稼働に伴い発生する特定悪臭物質、臭気濃度について、既存施設の調査結果、事業計画等に基づき把握する。

※施設の稼働に伴う排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果は、図 4-3 に示すとおりである。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定している。



図 4-2 予測地点図



図 4-3 施設の稼働に伴う排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果と影響範囲

表 4-4(2) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
廃棄物					
工事中	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する建設副産物等の発生量等を工事計画等に基づき把握する。
供用後	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
資源循環					
工事中	・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する残土の有効利用量を工事計画に基づき把握する。
地球温暖化					
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生される二酸化炭素等の発生量を事業計画等に基づく燃料消費量及び計画ごみ処理量・計画ごみ質、エネルギー回収量より算定する。
景観					
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点（現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する） 図 4-2 参照	施設が存在する時期	施設の存在に伴う事業計画地周辺の代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測する。

3) 評価

本事業に係る環境影響評価のために選定した項目に対する評価の手法は、技術指針に掲げられた内容を元に、以下に示すとおりとする。

また、各環境影響評価項目の個別評価に係る内容については、表 4-5(1)～(3)に示すとおりである。

①個別評価

項目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。
評価を行うにあたって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	

②総合評価

評価の考え方
個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

表 4-5(1) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
大気質				
工事中	・大気質 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「尼崎市の環境をまもる条例」に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」に示す目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示す指針値
	供用	・大気質 （二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質）	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	
騒音				
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「騒音に係る環境基準について」に定める基準 ・「騒音規制法」に基づく「特定工場等において発生する騒音」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	供用	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	
振動				
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」に基づく「特定工場等において発生する振動」の基準 ・本施設において定める自主基準値
	供用	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	

表 4-5(2) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
悪臭				
供用	・ 特定悪臭物質 ・ 臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	敷地境界とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「悪臭防止制法」に定める基準
水質				
工事中	・ 水質（水の濁り（SS）、有害物質）	―※1	―※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
供用後	・ 水質（水の汚れ（BOD）、水の濁り（SS）、富栄養化（T-P、T-N）、溶存酸素（DO）、有害物質、水素イオン濃度）	―※1	―※1	
地下水質				
工事中	・ 地下水質（有害物質）	―※1	―※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
土壌汚染				
工事中	・ 土壌汚染の程度	―※1	―※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
廃棄物				
工事中	・ 一般廃棄物 ・ 産業廃棄物	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【良好な環境の創造に係る評価】 新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。 ・ ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」（平成30年8月、兵庫県）に掲げる目標値
供用後	・ 一般廃棄物 ・ 産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	

※水質、地下水質及び土壌汚染は保全措置項目であり、予測を実施しない。

表 4-5(3) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
資源循環				
工事中	・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
地球温暖化				
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
景観				
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点（現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する）	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011 年、尼崎市)

第5章 事前環境配慮の内容

事業環境配慮指針(平成 17 年尼崎市公告第 71 号)に基づき、事業計画の特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮し、環境配慮を検討すべき項目(以下「環境配慮検討項目」という)について抽出した。

抽出した環境配慮検討項目について、配慮する時期、環境配慮の内容について、表 5-1(1)～(5)にとりまとめた。

表 5-1(1) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的配慮	(1) 事業計画地の選定		
	①事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を集約・建設するものである。事業計画地は現有施設敷地内であるが、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等を考慮する。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮する。
	(2) 周辺地域との調和		
	①土地利用及び施設配置等の計画策定にあたっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	b	周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並みとも調和した計画とする。
	②自動車による人又は物の流出入を伴う事業の計画策定にあたっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	自動車公害の防止のため、公共交通機関の利用の促進及びごみ収集の効率化に努める。
	(3) 事業計画区域に係る配慮		
	①事業計画区域の面整備にあたっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、敷地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であることから、対象外とする。
	(4) 事業計画区域に係る配慮		
	①建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。	b	粉じんの飛散については散水や工事車両のタイヤ洗浄等により、騒音・振動の発生については低騒音・低振動型の建設機械を極力使用することにより防止する。建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理する。 また、建設系廃棄物・残土については、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。

表 5-1 (2) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(1) 大気質		
	①大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。	b	大気汚染物質の影響については、高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	②大気汚染物質の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	大気汚染物質の発生については、高効率の排ガス処理設備を採用する等、環境の保全に配慮する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	(2) 騒音、振動及び低周波音		
	①騒音・振動等の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	騒音・振動等の発生については、低騒音型、低振動型の機器を採用する等、環境の保全に配慮する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	(3) 悪臭		
	①悪臭の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び原材料の適切な選定、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、悪臭の排出抑制に努めること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	悪臭の影響については、適切な施設配置、高効率の処理技術の導入検討等により悪臭の排出を抑制する計画としているが、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	(4) 水質及び底質		
	①水質汚濁物質の発生施設の設置にあたっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合にあつては、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。	a	施設からの排水(プラント排水・生活排水)については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、既存施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約 1/10 以下とする計画であり、汚濁負荷量を可能な限り低減させ、環境への負荷の低減に努める。

表 5-1 (3) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(5) 地下水質及び土壌汚染		
	①有害物質を製造又は使用等するにあたっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努めること。	b	有害物質の使用にあたっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努める。
	(6) 地形・地質及び地盤変状		
	①地下水の採取及び地下構造物の建設にあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること。	c	対象事業では、地下水の採取及び大規模な地下構造物の建設はないことから、対象外とする。
	②道路等の建設にあたっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。	b	計画地内に降った雨水は、既存の雨水排水経路を活用して公共水域へ放流するものとするが、「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」（平成 29 年 8 月）に則り、貯留浸透施設化を検討する。
	(7) 廃棄物		
自然環境の保全と創造	①発生する廃棄物の処理にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。	b	発生する廃棄物の処理にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、環境に影響のないよう適正に処理する。
	(1) 植物、動物及び生態系		
	①事業計画区域での土地の改変にあたっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。また、事業計画地及びその周辺は工業専用地域であり、主要な動植物の生息地はない。 なお、計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
	②整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。 なお、計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。

表 5-1 (4) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
地球環境の保全	(1) 資源循環及び地球温暖化		
	①原材料及び建築資材の選定にあたっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。	b	建築資材の選定にあたっては、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に配慮する。
	②エネルギー使用機器類の選定にあたっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定にあたっては、省エネ機器をできるだけ採用するとともに、ごみ焼却の廃熱を利用し発電した電力を、施設電力として使用することで施設全体の省エネに努める。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③建築物の配置・形状等の検討にあたっては、自然の光及び風の有効利用を図るとともに、断熱構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、省エネルギー化に配慮すること。	b	建築物の配置・形状等の検討にあたっては、ごみピットの自然採光、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	④給排水設備等の設計にあたっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮するとともに、雨水の有効利用にも配慮すること。	b	給排水設備等の設計にあたっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮する。
	⑤発生する廃棄物の処理にあたっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	工事中、供用後に発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化について検討する。
	⑥廃棄物処理施設の建設にあたっては、処理する廃棄物の減量・リサイクルに可能な限り努めること。また、処理工程から発生する廃熱の有効利用、処理後物の再資源化等を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	市民が排出するごみの減量活動を推進するとともに、受入した廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化し、ごみの廃熱からエネルギー回収を行い発電することで地球温暖化防止にも寄与できる施設を目指し、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	⑦リサイクル施設の建設にあたっては、技術の進展に応じたより高度な資源循環システムの整備に努めること。	b	廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化するように設計する。
都市環境等の保全と創造	(1) 人と自然とのふれあい活動の場		
	①公園・広場・ビオトープその他の整備にあたっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。	c	対象事業では公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場の整備はないことから、対象外とする。
	(2) 電波障害、日照及び風害		
	①建築物・工作物の建設にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、また、計画地の近隣には保全対象となる住居は存在しないため、対象外とする。

表 5-1 (5) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
都市環境等の保全と創造	(3) ヒートアイランド現象		
	①建築物・工作物の建設にあたっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	建築物・工作物の建設にあたっては、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。また、対象事業では計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化に努める。
	②エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置にあたっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置については、施設設計において、環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③道路等の建設にあたっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、道路等の建設は行わないことから、対象外とする。
	(4) 景観及び文化財		
	①建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。	b	景観への影響については、良好な都市環境を確保するため、今後の環境影響評価を踏まえて検討を行う。
	②事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。	c	対象事業計画地及び周辺 2 km の範囲内に文化的・歴史的資源は存在しないため、対象外とする。
備考) 環境配慮の区分とは、それぞれ次に示すとおりである。 a 早い段階において事業計画に反映するもの b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの c 事業の特性等から配慮できないもの			

第6章 その他

対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等

適 用 法 令	許 認 可 等
都市計画法	都市計画の変更
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置届出
消防法	危険物貯蔵所設置許可申請
建築基準法	建築確認申請
電気事業法	工事計画届出
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出 水銀排出施設の設置届出
ダイオキシン類対策特別措置法 水質汚濁防止法	特定施設設置届出
土壤汚染対策法	土地の形質の変更届出
景観法	景観計画区域内における行為の届出